平成２１年（フ）第２０５７号
京都府八幡市男山香呂２番地　A54―104
債務者　中野泰こと　金　　判鎭
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１５８号
京都市伏見区深草野手町36番地
債務者　末松　幹子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８号
岩手県一関市花泉町老松字磯野沢30番地２、前住所京都府舞鶴市田中町36番地３―310号
債務者　及川　憲一
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１８９号
岩手県大船渡市大船渡町字山馬越64番地３県営住宅132号
債務者　加藤　春吉
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第７８５号
岐阜県各務原市蘇原栄町１丁目35番地　丹羽ビル302号
債務者　今井　靖彦
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８００号
岐阜市本荘2949―１、住民票上の住所岐阜県各務原市蘇原旭町３丁目42番地１　旭ヶ丘住宅Ａ棟312
債務者　野田　夏恵
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８０１号
岐阜県各務原市蘇原旭町３丁目42番地１　旭ヶ丘住宅Ａ棟312
債務者　廣瀬　照子（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４１７号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字米ノ山202番地
債務者　小山　靖子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５７４号
愛知県江南市小郷町粟田木123番地
債務者　阿部　照政
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１００３号
大阪府貝塚市麻生中207番地５
債務者　宮城　由佳
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０６７号
大阪府和泉市伏屋町２丁目２番28号、前住所大阪府和泉市室堂町802番地の27
債務者　赤嶺　美江
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１５０号
大阪府泉南市男里６丁目15番１―Ｂ1406号、前住所大阪府泉南市新家3394番地の１サンピア泉南206号
債務者　川崎　良一
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１５７号
大阪府岸和田市田治米町250番地府営住宅２棟506号
債務者　畠中　　忍
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１４８号
兵庫県小野市久保木町207番地
債務者　石井　弘文
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第５０８号
香川県高松市郷東町430番地
債務者　田村　洋美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１１５号
栃木県足利市雪輪町2139番地
債務者　松﨑　悦子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２１３号
栃木県足利市百頭町2324番地
債務者　浅野　　勇
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部